
東北芸術工科大学 紀要

BULLETIN OF TOHOKU UNIVERSITY OF ART & DESIGN

第23号 2016年3月

伝統的建造物群の街並みから近代の沿道景観への変容
—街並みの消失に関わる諸要因に関する考察—

The Change from Traditional Townscape to Modern One

— A Brief Consideration about Several Causes of Traditional Townscape Diminishment —

相羽 康郎 | Yasuro AIBA

伝統的建造物群の街並みから近代の沿道景観への変容

— 街並みの消失に関わる諸要因に関する考察 —

The Change from Traditional Townscape to Modern One

— A Brief Consideration about Several Causes of Traditional Townscape Diminishment —

相羽 康郎 | Yasuro AIBA

The traditional townscape in Japan has been preserved at over 100 districts, but almost all central area of cities have lost the townscape failing to build modern middle or high rise townscape. This article intend to clarify the causes why modernization of cities could not achieve those townscape formation.

After Shiku-kaisei planning that affected enactment of the city planning law, the road side scene changed a lot which was claimed by architects at that time as a pandemonium. It was an enterprise to build roads, bridges, rivers that differs from methods of restrictions or attractions provided in the city planning law. But the law established in 1919 has the roots in it.

The fact suggests that buildings and sites would be regulated separately based on the compensation method in the enterprise process which is conducted individually.

The buildings after it have changed their facades from Machiya(town houses) with deep eaves to plain face especially in case of billboard architecture.

The real cause of change is not one reason but complexed several reasons such as fire protecting regulations, modern architecture prototype of box form, Shiku-kaisei planning affection both in the city planning law and at the site of separate buildings.

1. はじめに

商店街を始め宿場町などが重要伝統的建造物群保存地区(以後、伝建地区)として、全国に100カ所以上存在している。しかし、日本中の中心市街はほとんど伝統的建造物を残存することなく近代的な景観に変容していった。その景観とは、伝統的な建造物群による街並みに対して、街並みという概念を消失させる、個別ばらばらの建物に建て替わった沿道景観であった。近代化に対応した街並み形成ができなかったのは、どのような理由からであろうか。それまでの伝統的建造物群の街並みを消失しただけでなく、近代的な街並みを形成できなかった経緯を考察することがこの小論の目的である。

本論では、戦後の沿道景観形成を射程に入れながらも、戦前までの日本の諸都市の街並み形成を分析していく。

研究の方法として、古写真を主に用い、街並みにおいて影響の大きい建築プロトタイプの出現を概観する。

2. 街並みの消失に関わる要因

明治期から昭和初期までは当たり前が存在していた伝統的建造物群による街並みは、伝建地区として保存再生されている他、古くからの街並みの名残を持つ地区が全国に散在しているものの、現在街並みと呼べる沿道景観はほとんどなくなってしまった。その要因を一つずつ検証していきたい。

始めに、戦災前後における街並みについて検討する。

(1) 戦災および戦災復興計画

現在の大きな都市はその多くが戦災に遭って、木造の街は、焼夷弾によって焼け落ちた。戦前までのRC造などの火災に強い街並みを形成していた箇所は大都市のうちでも東京、神戸、名古屋、福岡などの中心市街の一角であった。しかし戦災で焼けずに残った個別の建物を戦後活用して現在まで保全することはあっても、街並みとしての保存継承ないし保存を前提とした街並み形成は、見当たらない。

戦災に遭わなかった都市が、戦後もしばらくは戦前までに形成されてきた街並みを継承したこと、戦災に遭った都市が、戦前の街並みを焼失したことは間違いない。ただし非戦災都市であっても、高度成長期前後までに個別バラ建ちの中高層化が進む等街並みを喪失し、戦災都市にあっては、街並み形成の好機であった戦災復興計画において、街並み形成の位置づけが欠けていたことは、戦災復興委員会におけるエピソードからも明らかである。すなわち委員会に出席していた建築分野で少壮気鋭の建築家丹下健三、前川国男は委員会で多くを占める土木分野の委員と意見がかみ合わず、結局街並みや都市デザインを志向した計画概念は葬り去られた。ⁱ

戦災復興計画づくりを率いたのは内務省土木分野の石川栄耀であり、その基本は道路の拡幅・新設および道路網づくりを主目的とする戦災復興土地区画整理事業の遂行であった。石川自身は建物によって形成される空間レベルでの計画についても関心を抱いており、盛り場の創出を目指したことは良く知られている。本人は新宿区歌舞伎町のコマ劇場前噴水広場の創出などにも関わった。

しかし戦災復興は、土地区画整理事業によって実施され、この事業は上物を考慮せずに作成される街路網や公園、広場の計画事業であって、土木分野の技術として標準設計に基づいて遂行できる。大正末～昭和初期の震災復興土地区画整理事業ですでに実績のある方式でありしかも、上物を考慮するとなると建築分野の技術が必要となつて、土木分野の技術だけでは遂行ができないことになるため、さすがの石川栄耀もその枠組みを変更することはできなかった。

沿道の建物を道路と一体で計画する概念は一般的でなく、防火建築帯の概念が制度化したのは昭和30年代で、戦災復興事業時にその計画概念は表立っていない。

戦後しばらくは市街地建築物法（以下、物法）のもとにあって、商業地域には甲種防火地区および乙種防火地区

が指定されており、道路拡幅や新設においても、両防火地区を前提として都市計画が適用されたと考えられるけれども、戦後の社会経済状況において、震災復興時には行われた防火指定の免除があったのかも含めて戦後の一定期間に、旧法から新法への移行とともに、建造物がどのように新築されていったかは、今後の重要な研究テーマである。

(2) 建物の不燃化洋風化および防火建築

伝統的な町家の街並みが日本中に存在していた明治期以降、新たに登場したのは洋風建築、和洋折衷建築、擬洋風建築であった。洋風建築には、石造、煉瓦造、木造があった。煉瓦造建築が普及するには近辺に煉瓦工場が必要であった。国、県、郡、市町では西洋風の建築を目指しまた、防火についてもその必要性をそれぞれに認識していた。その両者を満たすのは、当時煉瓦造の洋風建築であったが、公共建築であっても木造の洋風建築の場合も多かったのは、煉瓦の生産体制がその地で整備できなかったためと考えられる。

明治33(1900)年高岡の大火後、蔵とともに煉瓦造建造物が街並みに混ざり、蔵にも煉瓦が使用された復興事例は、軍関係の施設のために煉瓦製造業者が地元に見え、その地で社会的に知られるところとなったためであり、一般的に煉瓦があまり流通していない他の地域では、馴染みのない工法と観念されていたと考えられる。

また明治期には都市の防火のために県市が建築令を発した。その方法は、主要沿道に防火造の建築を建て、それを取り巻く一定の範囲においては、屋根を瓦などの不燃材料で葺くものであった。防火造については、煉瓦造、石造と、伝統的な土造（木造の表面に土と漆喰を厚く塗り込める）を指定して、選択する方法とした。その結果例えば東京日本橋などの主要な沿道は明治中期までに、土造の連続する街並み形成が実現した。その影響は南関東を始めとする地方へ普及し、大火後の川越、松本、高岡をはじめとする日本の各地へと広まった。ⁱⁱ

煉瓦造は防火建築であり、西洋風の文化を表す材料、工法ではあったが、政府が明治初期、大火後に道路拡幅とともに実施した銀座街の建設が唯一といってよい煉瓦造の街並み実現例であった。煉瓦造で瓦葺きの不燃洋風街並みが確かに実現したけれども、民間への払下げは不調で、しかも街並みの表層はたちまち改変され和風の装飾や意匠が付加された。その街並みは基本的に関東大震災で

壁は残るが、屋根等が焼け落ちるまで継承される。東京府の市区改正事業でも、銀座通りは道路の拡幅をすることなく、銀座4丁目角の服部時計店など一部で石造の外観をした3階建ての建物などに建て替えられながら、概ね市区改正後も揃いの街並みが継承された。ⁱⁱⁱ

木造洋風建築群による街並みは、横浜や神戸、長崎などの外国人居留地に存在したが、一般の居住地では函館のいわば和洋折衷様式の街並み事例を挙げられる。寄棟屋根で下見板貼りの2階と町家風の1階からなる独自の和洋折衷建築が、町全体に分布した。日本人の居住する一般の居住地で、洋風建造物群による街並みは他には見当たらなかった。

煉瓦造と同じ防火を目的とする場合、煉瓦造、洋風建築とは対照的に、和風の防火建造物群である土造の街並みは、全国多くの地区で出現をした。その理由は、土造が施主にとって馴染みがあったからだと考えられる。防火目的が明確な場合、煉瓦造や洋風石造建造物よりも圧倒的に土造の方が歴史もあって良く知られており、また石造はコストが土造に比べて大変高いことも大きな理由である。一方煉瓦造については、土造とさほど価格が異ならないとされている。それでも土造の建造物群によって、防火建築の街並みが明治期にかなり多くの街に出現したのは、馴染みの深い建造物として選考されたためと考えられる。

一方興味深いことに、北海道では独自に防火建築群による街並み形成が、函館、小樽で見られた。

函館では、明治期の大火の復興建築として、木造、煉瓦造、土造、RC造が建設されてきた。さらに、1921(T10)年の大火後には、防火建築帯に指定された通りで、地元の建築家が編みだした、RC造より廉価な独自のRCブロック工法が、大火に何回も遭遇した函館の施主・市民から選択され、通りの建物の3割近くを占め、RC造とともに写真1のような街並みを形成した。市内では他の地区でも大火の時期によって異なる不燃建造物が、いくつかの通りに2～4階までの不燃中層の街並みとして出現した。

小樽は地元産出の軽い石材を利用した、木骨石造の建造物を出現させた。防火仕様の建築であって、多様なデザインながら同じ素材の揃いの街並みを形成し得るものであった。街並みとしては北のウォール街と称された色内十字街(火防線通り)が存在し、煉瓦造、RC造を石貼りした外観で、街並み長さは写真2で空撮写真の右上に認められるように、街区程度であった。



写真1 函館恵比須町火防線通り
T10(1921)年大火後不燃建築の並ぶ通りになりS 9(1934)年大火で再び被災した



写真2 小樽駅周辺の空撮(昭和初期)
右側の上部海岸線に向かう広い道路が火防線に指定され、右上の中層建物群のあたりが北のウォール街と称された色内十字路である。そこ以外の多くは低層建築である。
写真1,2: 絵葉書の世界 <http://white.freespace.jp/layla/>

(3) 道路拡幅に伴う建物移転、建て替え

ほとんどが幅員の狭い道路に面している伝統的な街並みによって構成されていた都市を近代化することは、必要不可欠であった。市区改正によって主要道路の拡幅路線を計画するに際しては、周辺の街並みの条件に極めて大きな差異がない限り、一般的な街並みの連担する都市の中で、少なくとも昭和初期までに計画した場合、どの沿道も伝統的建造物の町家が揃った道路を拡幅する必要があった。

伝建地区の道路は拡幅がなかったために消失しないで済んだことは間違いない。また道路拡幅時に一挙に新たな街並みに変化することもしばしばある。しかし拡幅された道路沿道の街並みが消失する必然性はない。道路拡幅によって街並みが激変するか否かは、拡幅の行われた時代、およびその当時の拡幅計画および沿道の対応によるからである。

例えば大正期の大阪市御堂筋の建設時に、軒切りなどによって、古写真(写真3)では沿道の伝統的町家がそのまま切り取られた格好で残っている。また、明治期末の市区改正にあたって、それ以前に東京府の命令で防火帯が建設された日本橋以北の通りでは、重厚な蔵が連続して並ぶ壮観をなしていた東側は拡幅せずに、三越や三井のある西側だけを拡幅している。1914年に建設された三越のRCビルは震災で内部を消失しつつも躯体は生き残り、再生されて今日に至っている。また大正期の京都千本今出川交差点の古写真でも、その南側だけを拡幅して、北側はすでに歩道もあって町家の連続する街並みがそのままとなっている。

さらに、京都の古写真(写真4)からは、建て替えられた家屋は、伝統的な町家そのものではないが一応町家に近い姿をしている。また、戦前は現在に比べて道路拡幅時に、曳家工法が一般的であって、これによれば道路幅と建物高さの比例関係が変化し、囲まれ感が少なくなってしまうけれども、沿道の構成要素は大きく変化することはない。



写真3 建設中の地下鉄と御堂筋沿道の軒切り(大正期)
地下鉄御堂筋線の歴史:十三のいま昔を歩こう
<http://atamatote.blog119.fc2.com/blog-entry-237.html>



写真4 千本今出川・西入ル付近道路拡張工事(昭和初期頃)
梅寿堂:<http://www.baijudo.com/c686.htm>

したがって、道路拡幅時にそのまま町家を両側とも保全しない確保することは可能であり、拡幅がそのまま街並みを消失させるわけではない。けれども道路幅と建物高さの比例が適切な囲まれ感や、親密な道の空間を変質させ、自動車の通行しやすい空間に変化してしまうこと、および徒歩よりは自動車を志向した沿道に次第に変貌を余儀なくさせ、大都市では高層化の要請に低層の町家のままでは対応できなくなることは確かである。

そこで、道路拡幅に関しては、時代が下るほど街並みの消失を招来せざるを得ないこと、および少なくとも昭和初期までは、道路拡幅によっても街並みは継承される場合が多々あったと結論付けることは可能である。

道路拡幅を行った道路では現在ほとんど伝統的な街並みが継承されていないことを説明するにはしたがって、高度経済成長期の前後当時までに拡幅された道路などでは、沿道の立地環境が高度利用を促し、低層の町家のままの利用では、可能な高度利用ができない事態を招いて、沿道で個別ばらばらに中高層ビルに建て替えられた結果といえる。

(4) 沿道の中高層化

土地の集約利用の観点から中高層化が必要となったとして、伝統的な町家に代替する中高層ビルのプロトタイプが、新たな街並みとして出現しなかったのはどうしてなのか。

この点を確認するためには、昭和初期に中高層化した道路沿道の歴史を振り返る必要がある。古写真をもとにこの点を検証してみたい。

1) 戦前の中高層街並み

昭和初期までに街並みとして中高層化した箇所は、極めて限定されている。

東京においては、京橋に近い白木屋から北に2街区5棟が、中高層ルネサンス風の壮麗な煉瓦造の街並みを現出させた。距離にして100m程度であった。しかし関東大震災後2棟は崩壊し、街並みも消失した。横浜、名古屋、神戸、福岡の中心市街にも交差点などに中高層の街並みといえる箇所が出現した。市区改正の百鬼夜行の沿道景観に比べたら、揃いのある景観形成が行われていたと、評価に値する。しかしそれらが戦後も街並みとして継承された箇所は少ない(写真5,6)。

その経緯は不明であるが、社会経済情勢を踏まえた施

主の判断いかんで、多少隣接事例の様子を踏まえながら、個別に決定された結果と考えられる。さらにさかのぼって、戦前にこれらの街並みが、集団的な取り決めなどなしに個別判断を主として成立したのかは不明である。

結局、これら中高層の街並みが近現在に至るまで継承できたのは、20世紀末までの丸の内地区くらいで、しいて挙げれば、小樽、函館でも部分的に継承してきた。これらの地区はたまたまなのか必須要件なのか即断はできないが、焼夷弾による延焼を逃れた。一方丸の内地区は対象全体を三菱地所という一主体が決定できる体制にあったことを認めることができる。

事例数が少ないこともあってか、戦災に遭った戦前の中高層の街並みを、そのまま保全継承した街並みは見当たらない。

戦後経済成長までに、地方都市とあまりにもかけ離れた条件の東京丸の内地区以外に、全国に知られたモデルとなる中高層の街並みが存在しておらず、各地に中高層の

街並みが十分進展しなかったため、その存在を前提とした街並み形成の機会がなかった実情がある。中高層の街並みが、施主となる一般の人々に馴染みとなっていなかったことは、戦後高度成長期に中高層ビルを次々に建設するにあたって、手掛かりのないまま、伝統的街並みの形成にはあった慣習もすでになく、個別バラ建ちの沿道景観を形成してしまったと考えられる。

2) 銀座の街並み

煉瓦街として関東大震災まで継続した街並みの銀座であったが、震災復興、戦災復興を経て、絶対高さ規制31mのあるうちに高さの揃った沿道景観が形成され、1969年の法改正により絶対高さ制限が撤廃された後も、慣習的に戦後経済成長期を通じて高さの統一の実現に近づいた。現在も高さを揃えること等について、まちづくりの合意を持続している。^{iv}

しかしファサードの統一性ないし表情の揃いを定めるところまでには至らなかった。大規模なビルの壁面デザインは特別に通りの表情を支配する一方、タイル貼り、さまざまな種類およびガラスと壁パネルの表情、ガラス窓の形、ガラス以外の素材と色など、多様な表情のデザインが個々に決定され設計されてきた。

それでも現在の銀座の沿道景観は、街並みを消失した日本中の沿道景観に比べたら、高さが揃い、沿道の壁面が道路境界に揃い、中高層の市街として統一感がある。

(5) 出桁造りを始めとする伝統的町家建築の変容

沿道の連続的な中高層化以前に、個別に中高層ビルが建てられる場合、隣接周辺が伝統的建造物の町家の連続であったら、それらに配慮した街並み形成があり得たかもしれない。しかし近代化の時代の流れの中で、連続しているはずの町家自体個別に変容していった。

その典型的な事例が岡山市東区西大寺五福通りに見られる。五福通りを含む一連の通りは、現在でも伝統的建造物の町家が連続するが、現商業区域である一帯に、正面をモルタル被覆した町家が混ざって建っている。これらは昭和初期にバス（現在より小型）をこの通りに通すため道路拡幅を図った際に、沿道の地権者が自主的に軒切りをして、伝統的建造物のまま対処した家屋と、その前面を四角い箱状の洋風の意匠とした家屋がそれぞれ存在した結果である。当時の既存建築のままであれば屋根ないし1階壁面を後退させる工事で済む一方、前面を洋風に改築する

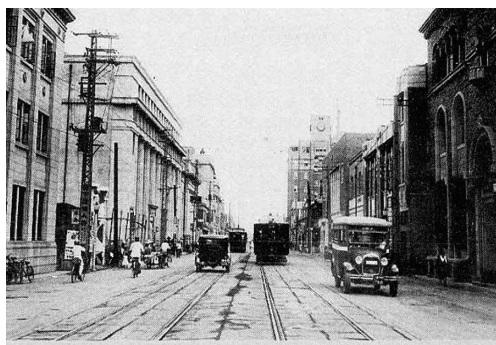


写真5 福岡市土居町より西町方面を望む(昭和初期)

絵葉書に観る明治・大正・昭和 福岡・博多の町並み
akumamot.hp.infoseek.co.jp/page059.html



写真6 松坂屋より大津通りを望む

写真・地図でみる昭和初期の名古屋
network2010.org/showamap

にあたっては、物法の防火規定に合わせて、恐らく自主的に防火仕様とした可能性が高い。その結果前面部を防火仕様の洋風にした町家が出現した(写真7)。これらの背後は隣接の町家と変わらないことが内部調査で明らかになっている。^v

この方法はいわゆる看板建築と呼称されるものであり、その起源が、明治の市区改正によってできた街並みのなかに見いだされる(写真8,9)。

伝統的な町家にとって代わる形態の建物の出現は、市区改正の頃からと考えられる。写真9は、新橋から西の方角を写したもののだが、この手前の建築に明らかに看板建築と呼称される造りの建物が見いだせる。その出現は、本格的な西洋建築および擬洋風建築の出現を経た市区改正事業時にあったとしてもおかしくない。壮麗な近代的雰囲気



写真7 岡山市五福通りの看板建築と伝統的建造物
(筆者撮影)

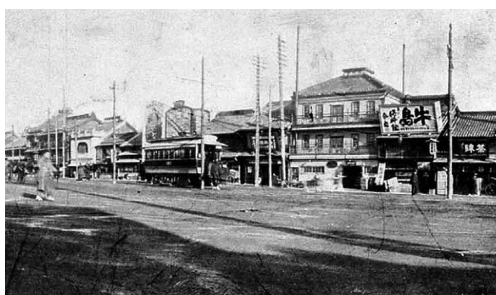


写真8 上野広小路
「東京風景」M44:国立国会図書館デジタルコレクション
市電の後数軒の所に町家の前面を洋風に仕上げた看板建築がある



写真9 新橋付近より見たる市街の一部
「東京府名所図会」M45:国立国会図書館デジタルコレクション
中央やや左に寄棟屋根からバラベツト状に飛び出た看板建築がある

真似て、なんとか町家木造建築に付加する形で編み出されたと考えられる。市区改正による建築は、民間の創意工夫により多様な建築を出現させており(後出写真10参照)、それらは本格的な西洋建築(しっかりと様式を限定して適用した文脈の造り)ではなく、いろいろな様式を混ぜ合わせた姿をしていた。そのような市区改正建築の中に、町家と洋風建築の妥協の造りを見出すことは偶然とは言えない。

正面からは本格的な西洋建築に見えて、実は町家建築の正面に洋風のファサードを付加した造りはしかし、歴史的にはバリの現ボージュ広場が、特徴的な事例として取り上げられている、確固とした方式といっても過言ではない。目的が都市デザインの要請からなされた点が決定的に異なるが、ここでは、広場の周囲に広場と一体化させたファサードを壁として独立して建設し、その背後にはどのようにも建設できる方式が用いられている。^{vi}

建築ファサードを独立した表現として別の要素とみなし、そこにデザインの力を注ぐことは起こり得る事態である。ただし、都市デザインとしての目的がボージュ広場のように明確であればまだしも、建築デザインとしてはあまりにも便宜的で都合のよい構成方法は推奨できるものではない。まして都市デザイン上の位置づけがないままに、個別バラ建ちの建築でこの方法が採用されることは、街並み形成上問題である。

また、大火などの災害で建物を新たに建設しなくてはならない場合に、伝統的な建造物をそのまま継承して街並みを建ちあげたと考えられる事例は、震災後の時期に大火のあった都市や地区でも結構ある。

大火後の復旧・復興事業およびその後の古写真をネット情報収集した結果、表1に示したように、八戸(1924年:以下年省略下2桁表示)、小松(32)、新発田(35)、氷見(38)では、看板建築がほとんど見られず、反対に気仙沼(29)、石岡(29)、富士宮(32)、函館(21,34)、静岡(40)では、沿道の街並みをリードするかのように、看板建築および防火モルタル造が姿を現し、揃いの伝統的な街並みが、姿を隠している。都市計画で甲種ないし乙種防火地区が適用されているか否かによって、沿道の建物種類が決定されているわけではなく、伝統的家屋とむしろ混在していることが多い。

両者は、伝統的な住まいの継承か、洋風化ないし近代化を伝統の継承よりも大事と考えたかの違いと考えられる。法律によって防火構造が指定されている場合、伝統的には土蔵の蔵造りが選択されたが、震災復興では土蔵の蔵

表1 日本の大火後の復旧・復興建築・事業

西暦年	関連出来事	北海道・東北	関東（東北）	中部（東海・甲信・北陸）	近畿以西
1888			横浜市野毛: 防火関係記述見られず	福井県大野市: 伝統的建築物(古写真)・防火壁25m(神崎・寛重)・14.5m(寺崎・一善)・消防設備	
1888	東京市大火 大森消防会			松本市南深志町: ナマコ建造	
1888				静岡 明治後期の七間町は伝統的建築物(古写真)	
1890			本郷区春木町: 市区改正案・横浜歩道防犯路・春木道M31・南2丁大火後復興計画・横浜石造(M33)「旧本郷の赤旗」		大塚新町: 防火関係記述見られず
			本郷: 1885年に神楽坂は横浜通り・本郷通り(約1890年11月)建立・防火関係記述見られず		
1891					
1892			神田猿楽町: 防火関係記述見られず(1889ニッパツ堂からの鳥籠パワラ等写真あり)		
1893			川越: 土蔵通りの街並み形成	三重県松阪市: 防火関係記述見られず・528にも大火	
1894		山形市南・土蔵・伝統的建築物はある程度残っている・M30頃の古写真で七日町は蔵通りの集まる場所あり			
1895				石川鎮七庵: 戦後の古写真に伝統的建築物と一部洋館・10年前も大火	
1896					
1897					
1898				新潟県直江津: 焼繁な大火・蔵造敷(大火後仏閣として残存)からの復元もある	
1899		函館: 大正中期のバウナ写真によりは指図様式の和洋折衷者機屋様邸等あり・後・坂本陣跡等写真あり	横浜露井町: 伊勢崎通り58間(に紙輪・洋風建物・看板建築・山・山崎町家の遺存)	福井県大野町: 大火後に伝統的建築物の町家復存	
		宮城鎮白石: 資料なし		福山: 大火後に大平門通りのカキヤを解体して紙輪・西町通りは伝統的建築物	
1900(M33)				福井・福井県写真集(M41)には伝統的建築物	
				横濱市: 横濱に富山町建築前街で築屋街は防火構造・山崎筋に蔵造り	
1901				福井・福井県写真集(M41)には伝統的建築物	
1902					
1903		秋田県横手: 以前から内蔵のある伝統的建築物(100番目の意匠)とその他あった大火のためにもルルル新建築		福井県武生: 街区整備・伝統的建築物群・大正初期に木造石貼り・昭和初期にRC出帆	
				沼津: 翌年まで市区改正道路低層	
1904		小樽: 木造石造・横浜道・木造伝統(中央停車場通り)・屋根は金属板葺きの古写真		石川鎮七庵: 戦後の古写真に伝統的建築物と一部洋館・10年前も大火	
1905					
1906				新潟県直江津: 焼繁な大火・蔵造敷(大火後仏閣として残存)からの復元もある	
		函館: 建築ラッシュ・焼失した公的建築物の残りのうち再建はRC(東本願寺1・横浜道7の地は木造・一般も和洋折衷木造建築)下層部から洋風増加・2年前建設病院は保険金ですぐ再建		新潟: 木造の邸宅・古町の町並みは1892大火後形成。その後花街は大火を免れる	
1908				横島: 大正初期島崎写真で伝統的建築物群: 石畳も屋根もあり	大塚定: 蔵焼け残り・互蔵で蔵が関係。家火地ができた
1909					
1910		青森: 青森県写真集1915の青森全景で屋根は瓦葺きが稀で少ない			
1911(M44)		札幌: 本町通り・横浜道・木造伝統(中央停車場通り)・屋根は金属板葺きの古写真			大塚定: 市電の通る平日前通りが関係。家火地ができた
1912		山形市南・郷土堂で、後藤又兵衛の蔵は焼けた老舗あり		松本北深志町: 記述見当たらず・戦前・山形地区に焼造敷・石造建築物残存	
1913		函館: 建築ラッシュ・焼失した公的建築物の残りのうち再建はRC(東本願寺1・横浜道7の地は木造・一般も和洋折衷木造建築)下層部から洋風増加・2年前建設病院は保険金ですぐ再建	神田三崎町: 従前の道路のまま	沼津: 市区改正・1928にも大火・大正時代に古写真で看板建築	
1914					
1915		気仙沼: 昭和4年大火写真には蔵・横浜道が所々残存・あとは焼失しているのみ			
1916		函館: 防火関係記述なし			
1917		函館: 2年後にも大火で横浜道7の南に沿って焼失(重複被災はごく一部ののみ)			
1918					
1919	都市計画法・市町村合併法	米沢: T字路の十字路化・弘前等の市区改正	横浜地区: 義援金で市営住宅		
1920					
1921		函館: 若い建築家・財界人の後押しなどで防火増進として建設された	沼津: 土地区画整理		
1922		宮小牧: T1古写真にRC造? あるいは金葉板葺き瓦葺き木造			
1923	関東大震災		東京・横浜等・バラック・看板建築		
1924		八戸: 旧来の道路・準伝統的建築物の中・東京日量量・1年半後に土地区画整理竣工			
1925					
21(1926)					
1927					
1928					
1929		気仙沼: モルタル防火建築物の増設あり	宮城県石巻町: 中町通り・駅前通りに並木道・木造モルタル建築物の古写真(下層に江戸時代伝統的土蔵造)確認せず		
1930				石川鎮小松町橋北・小松町家・宮前川に蔵	
1931					
1932				石川鎮小松町橋南・小松町家・宮前川に蔵	
1933				福士市次町町: 19年後の復興(古写真)に防火木造看板建築・防火板・蔵が残り残っている	
1934		函館: 土地区画整理・大門通り・新川町昭和通り・十字街がモルタル・隣接で復興の古写真(翌年5月の日付で津波や災害許可部関係あり)			
1935				新潟県新保田: 10月に市街地建築物法適用・古原写真RC造あるが或る木造木造建築物	
1936					
1937					
1938				福山県米沢: 土地区画整理事業・伝統的建築物	
1939					
1940				静岡 昭和初期古写真で伝統・モルタル・看板建築・土地区画整理事業・20年代の古写真は木造看板建築	
1941					
1942					
1943					

大火後、防火道(蔵造、RC造、防火木造)の街並み形成した町
 大火後、看板建築(モルタル仕上り等)の街並み形成した町
 大火後、防火道などの街づくりの記述がないが、古写真で伝統的な在来木造の街並み形成を確認した町

造りが選択されることはなくなった。地震とその後の火災に対して、RC造の優位性が明らかになったからである。実質的な防火効果は僅かでも、正面のみをモルタルのファサードで固めた木造の看板建築は、見た目は防火目的の信頼感を与えることも、その普及に一役買った可能性がある。

伝統的町家が近代的な生活(明るさ、自由度、窮屈さのないこと等)に適合しなくなってきた点はあったはずである。生活様式が西洋化してきた東京では、震災後から昭和初期に、昔からの伝統的な町家を再築して復旧することは多くなかった。一般在来工法の看板建築でない家屋で、平面や工法・構造は町家とほぼ同様であっても、正面の表情が平滑になり、軒の出などが小さいかなく、看板建築の正面に近い表情をした、新しい在来工法の家屋が支配的になっていた。

3. 法令からみた個別バラ建ちの源流

1919年に、それまで各県の建築令で防火などの措置を規制・誘導していたのに対し、ヨーロッパの法制度も参考にしながら、体系的に建築物を規制する物法の制定が行われた。各県で異なる建築令を適用していたのを全国一律の法令とし、併せて都市計画法が制定された。こちらは市区改正事業を踏まえての制定であった。

都市計画法が市区改正事業をもとにして形成されていることは、都市計画事業に関わる地権者の補償に関して集団的に扱わず、個別敷地主義で構成されていることに通じる。しかも一体となる物法においても、建築単体の材料や構造に重きを置いた物的規定が主となる構成になっており、意匠に関わる一般項目は置かれていない。さらには、個別建築物に対しての規定になっており、一般地域での地区計画という集団に関する法規制は、1980年都市計画法、建築基準法の改正において初めて設けられた。

戦前からの法規制が街並み形成に関する定めを持っていなかったことが、その後の景観形成にどう影響したのかは、検討を要する。法的に街並み形成を規制・誘導できないなかで、慣習に任されていた景観形成は、慣習を安定して運用できない限り、危機に瀕する。

一方、物法の防火措置に関する定めによって、商業地域ないし中心部に指定される甲種および乙種防火地区にお

いては、伝統的建造物を法制定以前のように木造のまま建設できなくなった。

(1) 市区改正と都市計画法・市街地建築物法

法的には市区改正事業が都市計画法の源流になっており、都市計画の用途地域を施設と観念することが法令上明記されていることは^{vii}、その法体系における事業優位性、および規制・誘導を、事業に先立つ前提必須条件とする階層的概念が、構成できていない点を示していると考えられる。

また、事業法を都市計画法の下敷きに行っていることから、事業遂行の際に必要な個別補償において個々の敷地・建物のレベルで、道路事業と個々に直接関係させている点に通底する。個別に建物敷地を位置付け、周辺との関係を埒外に置いてしまっている法の大前提を見出せる。

一方、物法に関連して、構造家が意匠の上に立つ力関係が当時確立しつつあったうえ、建築家にとっては個々の建築意匠の様式が関心事であって、個別の記念建造物を主要な関心対象としており、街並みを構成する地域の一般建築および建築群は、建築家にとって関わる機会も少なく、大工の取り扱い対象であった。

地域の一般建築に直接関わっていたのは、それぞれの地域の大工達であり、その伝統的な建築術を用いている限り、建造物が隣り合って並ぶ街並みの確保については、担保されていたといつてよい。この街並み形成の作法は、大工とコミュニティの一員である施主の話し合いを通じて、材料、色彩の選択などについてそれぞれの地域条件を踏まえた決定を下していくことになり、地域にとって経済合理性をもった、素材や工法が適切に調整され、伝統的な建造物の再生産によって、街並みも再生産されていった。いわば、慣習による街並み形成の制度が、確立していたと考えられる。

しかしこの伝統的な街並みは、景観上の素晴らしさをもたらす水準にあったけれども、材料が地域で生産・流通・加工の体系が確立している木材であるため、燃えやすく、しばしば大火にまで拡大するという、最大の弱点を持っていた。伝統的な建造物は、江戸時代から明治大正期に至るまで、大火に遭っても再生産され、したがって街並みも再生産されていたが、物的に不燃化を実現することはできなかった。それでも火の用心を徹底できる集落や町にあっては、

木造建造物の寿命をはるかに超える期間、大火を発生せずに過ごせた都市も数多かった。明治期以降に限って概観すると、表1で分かるように近畿以西においては、大火のあった都市が中部と東日本に比べて圧倒的に少ない。北海道・東北・関東・中部には大火の発生した都市が多く、積雪の多いこれらの地域では雪害を恐れて瓦が使われずに、木片を使用した屋根が多かったことも大きな要因と考えられる。

明治期に慣習的に普通に形成されていた街並みをわざわざ法令化して形成する必要はなく、法令により定める必要があったのは、慣習的基盤を前提条件として、付け加える必要のある防火などの措置であった。

明治期以降、地方条例として発令された建築令の歴史において、街並みに関する項目はない。明治期にあっても、街並みの継承はいわば当たり前の状況であった。特に地方都市にあっては、沿道のコミュニティの暗黙の了解によって、街並みを乱すようなことは行われない。江戸時代から全国に継承されてきた街並みを、令規などで規定する必要もなかった。

以下に概観するように、物法の前身は、構造・設備、防火の単体規定の他、建築線、防火路線、敷地内空地、建物高さ、衛生・公害に関する規定を持ちながらも、景観に関する規定は見られず、物法ではこれが美観地区に特別地区として位置づけられた。

まず防火の実効力ある措置としてM14(1881)年の東京市防火線路及屋上制限が実行された。また現代的建築法規としてわが国最初とされるM19(1886)滋賀県の家屋建築規則では一般家屋の井戸水やゴミ関係の規定があった。M32(1999)年富山県の市街家屋建築制限、M41(1908)年山口県の建造物制限規則、M42(1909)大阪府の建築取締規則の他、青森市、兵庫県、宇野港など物法以前に発せられた規則のうちには、建築物の構造・設備や防火の他、敷地内の空地、建築物の高さなどの内容を含むものもあった。^{viii}

大阪府の規則とともに物法の前案とされる妻木頼黄の1889年頃の東京家屋建築条例原案が専門委員たちにより検討され、最終期(1894年)には建築単体に関する内容の他、建築線、防火路線、敷地内空地、建物高さ、衛生・公害に関する規定を持っていた。しかし東京家屋建築条例は制定に至らなかった。^{ix} その後1906(M39)年に建築学会に東京市長から家屋建築条例案の寄稿が委託され、

1913(T2)年に条例草案が提出された。しかし建築物の変化情勢から東京市条例化には間に合わず、物法制定に役立ったとみられている(前出注文献Ⅷ)。これらの過程で欧米の法が参照されたが、残念ながら英国都市農村計画法の目的であるアメニティの概念に含まれる景観は取り入れられなかった。

近隣の合意を必要とする街並みについても、法構成上位置付けることは可能で、隣り合う建物同士が大きく異なること(高さ、素材、色彩、壁面位置、開口部の形状など)を明記することと、その合意のための仕組みと手続きを定めることで、かなり実効性の高い街並み形成が可能となる。しかし景観に関して物法は、美観地区を法構成上特別に設け、景観に関する規制や手続きを盛り込むことで対応することとなった。戦前は京都や大阪御堂筋などに適用され、特別に沿道景観を揃える方向性が確かに一時期あったと考えられる。写真5,6の福岡名古屋の古写真などを見ても、百鬼夜行でなく、落ち着いた揃いの街並みが形成されつつあると見受けられる。

そうした一部の地区での美観に関わる動きはあったものの、一般地域については景観等、慣習に頼るままで、一般地域の伝統的建造物による景観および街並みは、その後消失し、個別バラ建ちによって沿道景観形成するに任された。

(2) 都市計画法の前身としての市区改正事業と街並み

市区改正以前に日本橋、神田の大火を踏まえて、主要沿道の防火路線化と、周辺一帯の瓦屋根への葺き替えが一斉に行われた。その結果日本橋通りを始めとする主要な通り沿いには、黒塗りの重厚な蔵造りの建物が連担して建ち並んだ。

その後市区改正によって、東京市の中心部のかなりの範囲にわたって、道路網全体の計画的な新設・拡幅が行われ、沿道の建造物は曳家、建て替えが行われた。市区改正後の銀座から日本橋室町通りにかけての街並みに関して、明治41年に三橋四郎が、明治42年に田邊淳吉が、建築学会の建築雑誌に厳しい評価をしている。前者は「不規則千万で何ら統一性もなく」、後者は「百鬼夜行」と評している。

絵葉書になっている箇所は日本橋室町通りから銀座にかけて多く、写真10に見られるように、様式も高さもばらばらな建物が並ぶ景観は、現在の沿道景観に比べれば、個別



写真10 日本橋室町通りと三越百貨店
Old Tokyo www.oldtokyo.com/

バラバラ感が大きいとは言えないが、当時の伝統的な揃いの街並みを見慣れている評者にとっては、百鬼夜行と評せざるを得ない景観だったのである。

建築の専門家が沿道景観の質が低下したと専門誌で批判しているけれども、実現した景観は絵葉書になって全国に配信され、むしろ近代化が推進されたと祝っている。伝統的な街並みを破壊したことを批判して、今後地方都市でも進行する市区改正に対して、学術的な提言、ないし行政的な手続きの改善をする動きは見られなかった。市区改正の結果は伝統的な街並みの破壊につながったが、その点を嘆く世論が盛り上がることはなくむしろ近代化を目の当たりにして興奮する雰囲気のもとで絵葉書なども出来上がっている。

明治政府は西洋化を推進する立場で、伝統的建造物の街並みが洋風建築に置き換わることを推進する立場であった。市区改正の進め方については、ヨーロッパの都市のように壮麗な街並みをつくるべきとする動きもあった。1886年～1887年に井上馨・三島通庸の建築局と、山形有朋・芳川顕正の内務省との主導権争いは、政治的な失脚もあって、予算制約のもと実務派の後者が決定権を握っていた。

それにしても伝統的な街並みの破壊を目の当たりにしてなお、市区改正において街並みがテーマとならなかったことに関して、2点指摘しなければならない。

第1点は、伝統的な街並みが市区改正後も多くの沿道に残存していたので、特別に近代化の姿をしていたのは、東京市の中でもごく一部に限られていたことである。伝統的な街並みはまだどこにでも残っていて、その破壊を心配する必要性は小さかった。

第2点は、市区改正に先立つ議論で、「道路橋梁及河川は本なり水道家屋下水は末なり」と芳川顕正が市区改正

意見書に記したことに象徴されるように、基盤事業を近代化事業で優先する基本方針であった点が挙げられる。道路や橋梁、河川の近代化を優先しない限り、水道路線下水路線が決定できないのは確かであるが、家屋としての街並みは、大工達と施主たちの勝手に任せる方針である。すなわち、公共事業として完成できる道路、橋梁、河川は実施できるが、また本来は同時に水道下水の地下埋設物を整備するのが現在の方針であるが、その後の沿道家屋建設を事前に合意しておくことなどを、沿道地権者で話し合うなどの過程は、法令、行政のレベルで公的に扱う風土がまだなかったと考えられる。したがって公共事業時に景観誘導するなどの方策は実現しなかった。

電信線、電気線を支える柱を路上に建てるとともに、道路を拡幅して市区改正を行うことで、街並みの様相は変わったといっても、伝統的な建築群が沿道に揃って建ち並ぶこと自体に、大きな変更はなかった。西洋式の公共建築でも、煉瓦造、石造でせいぜい2,3階建てであり、1919年制定の物法でもむしろ当初は、木造で、15mの高さまで建設することができた。すなわちRC造が普及して中高層の建築が主体になるまでは、伝統的な木造建造物による街並みが一般的で、それに洋風建築が混ざる程度の街並みであった。

とはいえ、市区改正事業の代表的な景観が、百鬼夜行と評された個別バラ建ちであったことは、絵葉書等で全国に発信されたことも含めて、重大な意味を持っている。

4. 一般建築の変質

物法、都市計画法が制定された数年後に、関東大震災が発生した。その復興において一般建築のプロトタイプであった伝統的建造物である町家と土蔵が、再建されなくなった。伝統的町家に替わって、軒の出も小さく正面が平滑な在来工法の木造建築、洋風建築に見せる看板建築が一般化し、さらにそれらの多くは仮設建築ないし応急建築であった。それらが沿道に並ぶ景観は、全国にも広まり、残念ながら地方の街並みをも大きく損なう影響を与えた。

(1) 看板の隆盛

写真8,9にも見え始めているように、大正期あたりから昭

和初期の古写真によると、多くの都市の繁華街は看板であふれかえっている。建築のファサードが隠れるくらいの大きな看板が、2階の前面及び全面を覆う事例も頻出する。さらにのぼり旗が人々の消費意欲をあおるように林立する様は、この時代の特別な状況を表しているのかもしれない。街並みの表層を看板で覆い隠すことは、看板建築の前段階に位置付けることができそうである。明治期までの伝統的な揃いの街並みは、今から見ると簡素で粗末な建築の場合であっても、ある程度の差異を持ちながら大きくとられれば揃いの美しさを、建築自体の並びによって醸し出している。

昭和初期に繁華街を覆った巨大な看板は、歩く人の目を引くだけであれば過大であったと想定されるが、馬車や電車のスピードを獲得した人々の視点に注目されるように意図されていたのかも知れない。そうであったとしても、民間の競争が放任されていると、1社が設置した大きさを超えることを目指して、行きつくところは建物正面全体さらにはそれを超えた大きさにまで達するのは不思議ではない。現行の屋外広告物条例は大きさの上限を設定しているけれども、その数値は上限の意味がないほどの大きさになっている。⁵

現在の看板は、バイパスなど自動車で移動する視点から設定されている大きさなのかとも考えられるが、科学的に検証された視認距離および必要な大きさというよりも、昭和初期からの巨大看板の歴史から導かれているのではないかと思わせる、看板の歴史である。

(2) 看板建築

看板建築は個々の建築の様式や特徴を概念化するうえでは、恐らく位置づけが困難な存在である。しかし街並みの文脈上は、その歴史や果たした役割をしっかりと位置付ける必要が大きい。街並み史という立場からは、街並みの消失にきわめて影響の大きかった建造物といえる。

伝統的な木造の意匠を持った町家建築を、いとも簡単に消滅させてしまえるのが看板建築である。看板建築は前面に全面看板と同様、どんな模様でも描くことができる。また本体の空間の大きさに関係なく、看板を立ち上げることができる。1枚の平板を前面に建て、本体の表情を奪ってしまう。建築自体にとっては、本体の表現を看板に奪われてしまう厄介で不合理な存在である。

しかしこれが、関東大震災後、仮設建築も含めて沿道に建ち並んだ。防火上の表現を凝らす余裕もなく、簡素な切

妻の在来工法木造建物の前面に看板状に建物正面を張り付けて、あたかも洋風建築の姿を見させている。さらにはバラック建築の前面をキャンバスとして描く前衛芸術家達も出現した。震災後に叢生したバラック建築や看板建築は、その後ろで在来の一般家屋を簡便に短期に建設しながら、近代的な正面を持つ姿を出現させた。

(3) 震災復興における街並み形成の経緯

東京府では甲種防火地区が広範に指定され、物法により、石造、煉瓦造、RC造、土造のいずれかの建造物にしなければならなかったが、震災によって大量の家屋が焼失し、建設体制がひっ迫している中で木造に比べてコストのかかる防火造を、一挙に実現することは現実的でなく、勅令により物法の適用が免除された。

さらに煉瓦造、土造の建物が震災で倒壊ないし消失してしまい、震災にも生き残ったのはRC造の建物であったため、伝統的な土造が再建されることはなかった。

卷末文献^Ⅻによれば、震災における低地各区は土蔵減少率9割以上と高く、木造焼失率とほぼ同じ傾向であった。すなわち木造家屋とともに蔵も火災で倒壊により姿を消している。また煉瓦造の被害率(亀裂破損より大きな破損)が15区合計で8割であるのに対し、RC造の同じ被害率は3割強であった。

蔵が倒壊しない場合でも地震で建物の隙間とくに開口部の隙間が拡大してしまえば、大火によって内部から燃えていったと考えられる。

写真11にあるように、震災後バラック建築と称される大量の小規模簡易木造家屋が日本橋通りにも林立する。これらは、甲種防火地区ないし乙種防火地区の防火構造を免除されて建設することが許された。一定期間後には取り壊すはずの建築に対する措置であったが、その猶予期間は延長された。

震災後に急速に広まったのは、在来工法で建設できる切妻の簡易住宅、四角いのっぺりとした外観を模したいいわゆる看板建築であった。日本の多雨な気候に適した軒の出を大きく取って伝統的な屋根を持つ、陰影のあるファサードを特徴とする伝統的な街並みとは著しく異なる景観を持ち、震災前の街並みとはかけ離れた、平滑なコンクリート箱型家屋のように外観を四角く見せる建築であった。

程なく本格的なRC造陸屋根の共同住宅が、同潤会住

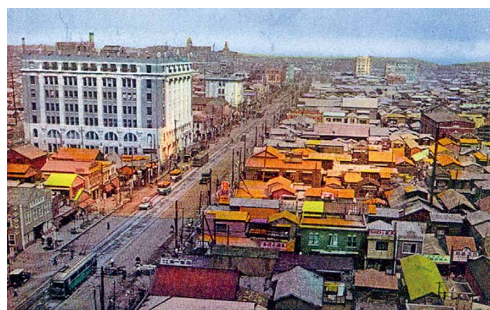


写真11 京橋から日本橋方面全景
Old Tokyo www.oldtokyo.com/

宅として建設されるが、明治末期の市区改正時から存在した看板建築は、装飾的な装いを次第に変化させて、震災後同潤会アパートメントよりも先に、簡易なモルタルの壁面になっていった。1923年の関東大震災は、1920年代後半のドイツのフランクフルトでの大量のジードルング建設(主として四角い箱型のインターナショナルスタイル;1926-1930)に先立っている。とはいえ、四角い陸屋根のグロピウス設計ファグス靴工場は1911年竣工、四角い陸屋根のRC住宅に関しては、1917年に出版されたガルニエ著「工業都市」にそれらが集合した街として描写され、リートフェルト設計のシュローダー邸が1924年完成、ブルーノ・タウトの設計したベルリンのシラーパルク団地は、1924-1930の建設であり、1923年当時の日本にその姿が情報として届いていた可能性は高い。

一方で、銅板貼りの壁面を持つ装飾的な看板建築も登場した。

(4) 看板建築の発生および発生要因

卷末文献^Ⅻによれば、物法の建築線指定により、壁面の位置が整えられ、特に震災区画整理によって正方形に近い敷地が増え奥行きが小さくなったため正面をフラットにした町家が増えた。また防火地区でも仮設建築物法による緩和措置により銅板貼りの壁面が増えた。その他にも、T13-S3(1924~1928)における下町各区の1階木造の増大とS4(1929)以降の落ち込み、およびその期間のみの小規模化つまり仮設建築物化、震災後の現実に配慮した法令の柔軟な運用と一般建築の法令受容の柔軟性の指摘などがされている。

防火地区の金属板貼りの壁面は物法の規定からすれば違法であるが、戦後の建築基準法下の防火地区でも研究調査当時まで残存していた事実は、罰則規定や取り壊

し規定のない物法および、仮設建築物法の柔軟な運用において実現したと考えられる。

伝統的な町家が建設されなくなってきたのは、正面がフラットな町家および看板建築が首都で叢生したこと、関東大震災の復興の一時期にそれらに携わった大工たちが地方に戻って、都の建築方式を地方に広めて行ったためと考えられる。また一般施主が伝統的な町家に替わって、建築としての価値や根拠も曖昧なまま、都の近代建築を安価に建設する大工の仕事を選んだと考えられる。

前出文献では、看板建築が、道路拡幅で敷地を切り詰められ、1mほどの下屋も確保できずに、平滑な平面を持つ建築となったと報告しているが、甚だ心もとない。敷地が狭くても町家形式で問題なく設計・建設は可能である。もっと上位の選考理由として、近代的な装い、防火の主張、都で流行りの建築として選考されたと考える方が合理的である。

正面がフラットな町家および看板建築が急速に普及したのは、関東大震災の首都復興にあたって、看板建築でもある四角い立面の建築が木造在来工法のまま、通りの沿道にかなりの割合で建ち並び、絵葉書等で全国に知られるようになったこと、および復興景気で全国から帝都に集まった地方の大工たちが、これを地方都市に広めたと考えるのが蓋然性の高い説明と考える。

ここで、前面の平滑な壁面の家屋がいっせいに建設された事実に関しては、十分な検討が必要と考える。震災復興にあたって、一般に正面がフラットな町家及び看板建築と呼ばれる町家形式のファサードの変化が、果たして物法の防火規定による可能性が高いかについてである。

町家の並ぶ街並みがあるのは防火地区であり、甲種防火地区では外壁を耐火構造、乙種防火地区では耐火構造か準耐火構造とする必要がある。

耐火構造の外壁規定は、厚さ30cm以上の石造、煉瓦造、厚さ12cm以上のRC造、鉄骨造で厚さ12cm以上コンクリート被覆であり、一般の木造建築に比べてコストが数倍にもなる。

準耐火構造では、鉄骨造又は木造で外部に以下の各号に該当する被覆をしたものとする必要がある。

- イ) 外面に石、レンガ又は人造石を用い、厚さ3寸(9cm)以上のもの
- ロ) 瓦貼りの上にセメント、モルタル塗りとし、厚さ3.2寸(9.6cm)以上のもの

- ハ) 厚さ1.2寸(3.6cm)以上のセメント、モルタル塗り又はコンクリート塗り
- ニ) セメント、モルタル塗りの上に化粧レンガ貼りとし、厚さ合計1.2寸以上のもの
- ホ) 木骨土蔵造りにして塗り土、漆喰等の厚さ合計3寸(9cm)以上のもの

東京市では甲種防火地区が圧倒的に多いが、地方都市では逆に乙種防火地区が多い。上記の中ではハ)、ニ)が経済合理的で、地方都市にとって、モルタル木造の正面がフラットな町家や看板建築は、受け入れやすいモデルであったと考えられる。一方東京市では、甲種防火地区にモルタル木造は違法であるが、震災後の仮設建築物法などにより、これが大量に建てられることとなり、全国に発信された。したがって、物法の適用後に地方中心街で多くを占める乙種防火地区では、モルタル看板建築(家屋全体もモルタル被覆)、モルタル木造の平滑な正面を持つ町家などが建設しやすかったと考えられる。これに伴って、伝統的町家は次々に在来工法モルタル木造の家屋に置き換えられていった。

東京市で看板建築や正面がフラットな町家を生じたのは、震災土地区画整理で街区の背割りに街路を通して幅が半分になり、そこに新設された家屋は、新街区を背割りで使えば敷地の奥行きが半分になり、出桁造りの大きな軒の出、2階のセットバックがしづらくなるためであると、発端にそのような事情を勘案することができたとしても、その後看板建築の方法は全国に波及していき、看板建築や正面がフラットな町家は、昭和初期の地方都市の繁華街や名所の絵葉書にも多く登場する。これら事例が同様の敷地事情によるものかは大いに疑問である。むしろ、首都東京で広まった建築の方法として、物法の防火規制に伴って普及したと考えられる。

5. 近代化に伴う街並み変容の真の原因

このように、街並みの消失の要因を探っていくと、ひとつの要因がすべての原因とされるのではなく、複合的に消失が進行したと考えざるを得ない。

江戸時代までの揃いの街並みから近代の生活に見合っ

た建物集合の街並み形成に移行できなかったのは、すでに見てきたように、慣習によって維持継承されてきた木造の伝統的建造物を大火から防ぐために適切な都市計画を実行できなかったこと、関東大震災後に、首都復興においてバラック建築が許容され、看板建築が叢生したこと、これが全国の一般建築の建て替えモデルとして、物法の乙種防火地区規制の下、モルタル木造として伝統的木造建造物にとってかわっていったこと、都市計画法の前身といえる市区改正事業で、伝統的建造物を再生するのとは異次元の近代建築の個別バラ建ちが頻発したこと、市区改正事業が道路・橋梁・河川事業を優先し、沿道の建設を一体として構成し得なかったこと、その事業を前身とする都市計画法・物法において、慣習を補完する集合的な手続きを規定し得なかったこと、以上が複合的にこれまでの近代化において、街並みを喪失させてきたと、ひとまずは記述し得ると考える。

その結果、一般低層木造家屋も全国主要通りで伝統的町家に替わって、個別バラバラに建て替えを行い、平滑なファサードの近代建築風モルタル木造家屋に建て替わった。防火地区の規定のもとで、首都東京の意匠の影響を受けて、揃いの伝統的町家から、看板建築など個別バラ建ちの沿道景観へと建て替えられていった。

註

- i この話は1995年前後に武蔵野民家園に保存された前川国男自邸兼事務所で行われた藤森照信司会、大谷幸夫（丹下健三門下）と大高正人（前川国男門下）の座談会で明かされた秘話である。なおこの件が、土木分野から独立して都市計画を志向した東大都市工学科を丹下健三が設立したことにつながったと考えられる。
- ii 「南関東・東海・中部地方における土蔵造り町家の普及実態とその背景」：小沢朝江 他5名：住宅総合研究財団研究論文集No.33,2006。この文献によれば、土蔵の工法から見て、関東地方や中部地域に東京の工法の影響が強いこと、および地方独自に土蔵の作り方が発展していたとされている。ただし、街並みとして土蔵造りを並べる計画的概念が、東京市の主要通りから影響された可能性を検証するものではない。
- iii 「東京市区改正事業の状況と建築常識」M42年 7月30日臨時通常会講演：建築雑誌第272号。ここに発表された市区改正後の新橋から日本橋以北の通り沿いの景観調査の結果をみても、銀座寄りの街並みについては、それより北側の日本橋寄りの街並みより評価が高い。また別途震災後の空撮古写真から、屋根が燃え落ち、壁だけが連担して残っている様が見て取れる。

- iv 地区計画の詳細化により容積率ごとに最高高さを定め（最高高さは容積率800%の区域で56m）、協議型まちづくりの推進により、デザイン協議会を介した事前協議による弾力的協議を推進している
- v 「西大寺五福通り筋の町並み及び歴史的建造物の特徴に関する研究」：江面嗣人他7名：2015-03-07 日本建築学会中国支部研究報告集 日本建築学会中国支部 編 p 905-908
- vi 「The Structure of Ordinary」：N.J.Habraken：The MIT Press p51-52；fig.2.2に広場を囲む壁のみが自立する17世紀後半のエッチング作品が掲載されている
- vii 旧法第10条1 都市計画域内に於て建築基準法による地域、地区又は街区の指定、変更又は廃止を為すときは都市計画の施設として之を為すべし と条文にある。下線部はS41年最終改正条文（S44年廃止）のためと解釈できる
- viii 「市街地建築物法制定までの建築法制の系譜」：片倉健雄：S55.56年度建築学会基準小委員会報告p95-100
- ix 「日本近現代都市計画の展開」：石田頼房：自治体研究社p52-55
- x 山形県内T市の例では壁面利用広告板面積1面30㎡以下、合計60㎡以下で当該壁面面積の1/3以下など
- xi 「1923年関東大震災による旧東京市内での各種構造物の被害と震度―土蔵の話―」：武村雅之：日本建築学会構造系論文集第577号p153-159：2004年3月
- xii 「昭和前期の東京の町家形式とそれに対する市街地建築物法の影響（中央区を例として）」：江面嗣人：日本建築学会計画系論文報告集 第418号 p155-167：1990年12月